

## 社内預金制度を実施する場合の手続等について

**1** 新たに制度を実施する場合及び制度を変更する場合には、労使協定の締結・届出が必要です。 (労働基準法第18条第2項)

**2** 貯蓄金の管理に関する規程を定め、これを労働者に周知させるため作業場に備え付ける等の措置を講じなければなりません。 (労働基準法第18条第3項)

**3** 労働者が貯蓄金の返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなければなりません。 (労働基準法第18条第5項)

**4** 毎年3月31日現在の受入預金額の全額について、その後1年間を通じて保全措置を講じなければなりません。 (賃金の支払の確保等に関する法律第3条)

保全措置としては、①金融機関等による保証契約、②信託会社等との信託契約、③質権又は抵当権の設定、④預金保全委員会の設置のいずれかの方法によらなければなりません。  
(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第1項)

このうち、預金保全委員会の設置による方法であって、貯蓄金管理勘定を設ける場合は、保全機能をより確実にするため、支払準備金制度を併用することが望ましいといえます。

また、預金保全委員会は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第2項に定めるところにより、適正に運営しなければなりません(3月以内に1回の開催、預金の管理に関する状況の報告、議事の概要の周知、記録の保存等)

**5** 毎年、3月31日以前1年間における預金の管理の状況を、「預金管理状況報告」により所轄労働基準監督署長に4月30日までに報告しなければなりません。  
(労働基準法第104条の2、労働基準法施行規則第57条第3項)

※ 同一企業が複数の事業場を有する場合であって、同一の労働基準監督署管内に2以上の事業場があるときは、各事業場に係る報告・届出については、当該企業内の組織上、各事業場の長より上位の使用人が、とりまとめて当該労働基準監督署に報告・届出を行うことができます。